

サンプル 法定相続情報一覧図の作成例

被相続人の氏名を記載する

最後の住所は住民票の除票（または戸籍の附票）で確認して記載する ※最後の本籍の記載は申出人の任意だが、住民票の除票等が市区町村で廃棄されている場合、被相続人の最後の住所の記載に代えて最後の本籍を必ず記載する

相続人の住所の記載は任意。記載する場合は住民票の写し等にあるとおり記載し、その住民票の写し等も提出する。記載しない場合は「住所」の項目を削除する

申出人となる相続人には「(申出人)」と併記する

作成者は作成した日を記載し、自身の住所を記載のうえ記名する

※法定相続情報一覧図は、A4縦の用紙を使用してください。なお、下から約5cmの範囲に認証文を付しますので、可能な限り下から約5cmの範囲には記載をしないでください。紙質は、長期保存することができる丈夫なものにしてください。また、文字は、直接パソコンを使用し力するか、又は黒色インク、黒色ボールペン（摩擦等により見えなくなるものは不可）で、楷書ではっきりと書いてください。

確認実務のムダ・ミス削減につながる公的制度や取組みも押さえておこう

ここでは法定相続情報証明制度と認知症が絡む相続案件への対応を解説します。

1 「法定相続情報証明制度」について知っておこう

法定相続情報証明制度とは、相続手続きを簡略化するために平成29年にスタートした制度です。相続人等が、法務局に戸籍および除籍謄本・抄本（以下、戸籍謄本等）や「法定相続情報一覧図」（以下、一覧図）を一度提出すれば、法務局の認証文が付いた一覧図の写しを受け取れるようになります。それで相続人等は被相続人の相続関係を証明できることとなります。相続人等は金融機関などの窓口にも都度、戸籍謄本等をまとめて提出する必要がなくなり、負担が軽減されます。

① 必要書類の収集

まず相続人等は「被相続人の戸籍謄本等」「被相続人の住民票の除票」「相続人の戸籍謄本等」「申出人の氏名や住居を確認できる公的書類（運転免許証のコピー等）」

金融機関からみてもメリットが大きい制度

では、相続手続きでお客様に一覧図を提出してもらえると、金融機関にはどんなメリットがあるのでしょうか。

まず通常の相続預金払戻し手続きであれば、被相続人の戸籍謄本等、相続人の印鑑証明書などを提出し、相続手続きでお客様に一覧図を提出してもらえると、金融機関にはどんなメリットがあるのでしょうか。

② 一覧図を作成する

次に、相続人等は被相続人および戸籍の記載から判明する相続人を一覧にした図を作成します（サンプル参照）。

③ 申請書の記入・登記所への申出
最後に法務局で申請書に必要な事項を記入し、①の書類と②の一覧図を併せて提出します。これにより法務局から一覧図の写しが交付されるようになります。戸籍謄本等の代わりに各種相続手続きに利用できるようになります。

出してもらいますが、筆者の経験でいうと、金融機関は相続人等の確認に30分〜1時間程度かかっている印象です。しかし一覧図があれば、相続人の確認時間が大幅に短縮されます。

また、確認の過程で戸籍謄本等の不足が発覚することも多く、この場合、担当者は相続人等に後日の持参や郵送を求めていることと思います。一覧図があれば、そうした事態も減らすことができるでしょう。ほかにも次のようなメリットがあります。

- ④ 手数料が無料：戸籍謄本や除籍抄本などの写し発行には費用がかかりますが、法定相続情報制度では手数料は無料です。
- ⑤ 5年間、何度でも再発行が可能：一覧図は5年間（申出日の翌年から起算）保存され、この間であれば再交付を受けられます。
- ⑥ 登記官が戸籍を確認する：必要な戸籍の内容を登記官が確認して

くれるので確実です。

⑦ 代理申請が可能：申請は、弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・行政書士等の専門家に代理してもらえます。

⑧ 郵送で申請可能：郵送による申請も可能です。郵送による申請の場合はその旨を申出書に記載し、返信用封筒および郵便切手を同封します。

一方、デメリットもあります。例えば申請にあたって相続人等は被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本、除籍謄本、および相続人の戸籍謄本などを収集する必要があります。つまり「被相続人に取引金融機関が1つしかなく、そこでしか相続手続きを行わない」場合、一覧図を作成するメリットは少ないといえます。

また一部の金融機関では、一覧図だけでは手続きに応じられず、従来の戸籍謄本等を提出するように言われることもありますので、自行庫の取扱いを確認しておきましょう。